

独立行政法人国立病院機構年度計画（平成21年度）

平成21年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。

平成21年3月31日
平成21年8月 4日改正

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎 義雄

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

（1）患者の目線に立った医療の提供

① 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり

各病院は、平成20年度までに実施した患者満足度調査の分析結果を基に、自院の課題を検討し、必要なサービスの改善を行う。

② セカンドオピニオン制度の充実

セカンドオピニオン制度の充実に向け、セカンドオピニオン窓口の設置病院を増やすとともに、引き続き相談しやすい環境（専門医の情報提供等）を整備していく。

また、セカンドオピニオンに対する患者の理解、満足に関する調査を行うため、実施方法等の検討に着手する。

③ 患者の価値観の尊重

平成20年度までに実施した患者満足度調査の分析結果を参考に、引き続き必要なサービスの改善を進める。

また、各病院におけるサービスの改善を経年的にとらえるため、平成21年度においても患者満足度調査を実施するとともに、調査項目などの見直しを行う。

さらに、患者の自己管理（セルフマネージメント）を医療従事者が支援する取組を推進するほか、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行する体制を整備する。

（2）安心・安全な医療の提供

① 医療倫理の確立

平成20年度に中央医療安全管理委員会より報告された「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を運用し、国立病院機構におけるインフォームド・コンセントを一層推進していく。

各施設に設置した倫理審査委員会における活動・運営状況を把握するととも

に、委員を対象とした研修を計画し、医療従事者へ助言する体制づくりに着手する。

② 医療安全対策の充実

我が国の医療安全対策の充実に貢献する観点から、全ての病院が、医療事故情報収集等事業及び医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に適切に報告する。また、病院ネットワークを活用した医療事故の原因・防止対策の情報の共有化により各病院の医療安全対策の充実を図るとともに、当該取組を外部にも発信していく。

医療安全対策の観点から、長期療養者が使用する人工呼吸器について、絞込を行った6機種への標準化の取組を進める。

特に、平成20年度から取り組んでいる「転倒・転落事故防止プロジェクト」に基づく事例の分析を行い、防止対策の改善を図る。

医療安全対策の標準化を図るため、医療安全対策について病院間で相互チェックを実施する体制を整備する。

(3) 質の高い医療の提供

① クリティカルパスの活用

クリティカルパスの活用を促進し、クリティカルパス実施件数の増加を目指す。

② EBMの推進

EBM推進のための大規模臨床研究などにより得られた成果を臨床に反映させるため、各施設に情報のフィードバック及び成果の公表を行う。

また、全ての施設を対象に臨床評価指標の測定を実施するとともに、測定結果の分析と検証を行うための検討会などにより、臨床評価指標の充実に向けた検討を行う。

さらに、医療の質の向上のための診療情報データベースの構築に向けた取組を進める。

③ 長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上等

長期療養者をはじめとする患者のQOLに関して、ボランティアの積極的な受入や協働等に努めるとともに、障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化を行うなど、その向上に取り組むほか、患者満足度調査におけるQOLに関する項目の見直しを行う。

また、重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通園事業等の推進や在宅支援ネットワークへの協力をを行う。

重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟について、償還可能性を踏まえつつ更新整備を進める。

④ 職種間の協働、チーム医療の推進

チーム医療の推進に必要な複数の専門職種間の協働を推進するための研修を実施する。

(4) 個別病院に期待される機能の発揮

① 医療計画を踏まえ地域医療へ一層の貢献

地域連携クリティカルパス実施病院の増加や紹介率、逆紹介率の向上など地域の医療機関との連携・強化を図るとともに、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の向上に積極的に取り組む。

特に、災害発生時の医療支援やべき地医療への持続的な支援、医師不足問題に直面する地域医療への支援などに対応する。

さらに、小児救急を含む救急医療については引き続き体制強化を図り、救急車による受入数及び救急受診後に入院した患者数の増加を目指す。また、周産期医療についても重症心身障害児（者）病棟等においてN I C Uの後方支援病床としての機能強化を図るための取組に着手する。

② 政策医療の適切な実施

地域医療への一層の貢献とともに、これまで担ってきた政策医療について、引き続き適切に実施することによりセーフティーネットとしての機能を果たす。特に、以下に掲げる事項について一層の推進を図るための取組に着手する。

また、既存の政策医療ネットワークについては、検討会などによりその構成を見直し、再構築し、国立高度専門医療センターとの適切な連携を図りつつ、活動性の向上を図るための取組に着手する。

【重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患】

- ・ 重症心身障害病棟におけるN I C Uの後方病床としての機能強化
- ・ 障害児の療育環境の向上及び障害者自立支援法に基づく療養介護事業の体制の強化 など

【精神科医療】

- ・ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施
- ・ 身体合併症、発達障害、薬物・アルコール依存、難治性精神疾患への対応
- ・ 精神科急性期医療への対応 など

【結核医療など】

- ・ 結核との重複疾患への対応
- ・ 薬剤耐性結核への対応
- ・ 新型インフルエンザ対策の実施 など

③ 重点施策の受け皿となるモデル事業の実施

国の医療分野における重点施策については、その受け皿となるモデル事業を積極的に実施する。特に、新型インフルエンザ対策については、他の医療機関のモデルとなるような対応指針を策定する。

2 臨床研究事業

(1) ネットワークを活用したE B Mのためのエビデンスづくりの推進

① 一般臨床に役立つ臨床研究の推進

国立病院機構の全国的なネットワークを活用した独自の研究であるE B M推進のための大規模臨床研究については、平成16年度、平成17年度及び平成18

年度に採択した課題の一部の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。

また、平成19年度及び平成20年度に採択した課題においては引き続き本部が主導となり、推進・運営する。

平成21年度には介入研究についても採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。

② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進

臨床研究センター、臨床研究部を中心に、社会的ニーズ、研究力に応じた柔軟な研究体制の構築を目指し、より我が国の医療に貢献する国立病院機構におけるネットワーク研究事業を推進する。

(2) 治験の推進

迅速で質の高い治験を実施するため、本部により、治験実施施設の実態を詳細に把握し、進捗が悪い又は実施率の低い施設に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験に参加するための体制の整備に努め、医師主導治験の検討を進める。

また、CRB（中央治験審査委員会）を円滑に実施し、治験実施期間の短縮を図り、治験総実施症例数の増加を目指す。

(3) 高度・先進医療技術の臨床導入の推進

我が国における高度先端医療技術の臨床導入に資するとともに、その成果を公表する。

加えて、職務発明に対する理解と意識を向上させ、発明の特許等権利化を進めしていく。

(4) 研究倫理の確立

各施設に設置された臨床研究に関する倫理委員会、治験審査委員会について各病院の審査状況を本部で把握し、その改善のため、委員を対象とした研修の実施を計画し、研究倫理向上のための体制づくりに着手する。

3 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の育成・確保

① 質の高い医師の育成、医師のキャリアパスの構築

国立病院機構の特色を生かした臨床研修プログラムに基づき、質の高い臨床研修を実施する。

また、専門分野の研修である専修医制度（後期臨床研修制度）において、研修コースや研修プログラムの充実を図り、良質な医師を育成し、研修を修了した医師の認定を行い、キャリアパスに活用する。

さらに、専修医制度を活用し、幅広い総合的な診療能力を有し、全人的な医療を推進出来る医師の育成について取組を進める。

② 質の高い看護師等の育成

各養成所は、第三者によるカリキュラム評価と地域に開かれた公開講座の実施に取り組む。

高度な看護実践能力を有し、医師など多職種との協働によりチーム医療を提供していくことのできる看護師を育成するため、「東京保健医療大学東京医療センター校（通称）」の平成22年4月開校に向けて国立病院機構としての取組を行う。

③ 看護師のキャリアパス制度の充実

引き続き国立病院機構統一の研修ガイドライン「看護職員能力開発プログラム」の運用を行うとともに、当該プログラムの評価に向けた課題等の検討を行う。

④ 医療従事者研修の充実

質の高い医療従事者を育成するため、医療関係職種を対象とした研修などについて更なる充実を図る。

特に、医療技術の向上を図るため、研修機器の整備を含めた技術研修の実施体制の構築に着手するとともに、国立病院機構の全国的なネットワークを活用しITを用いた遠隔研修の充実を図る。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施する。当該研究会等の内容の充実に努めるとともに、開催件数について増加を目指す。

4 総合的事項

(1) 個別病院ごとの総合的な検証、改善等

個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について、引き続き本部において現状把握に努める。あわせて、総合的な検証に向けて必要な項目の選定や、データ収集、評価手法等の検討に着手する。

また、地域医療を行う中で、労災病院等との診療連携方策についての検討に着手する。

(2) エイズへの取組推進

ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。

また、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、引き続きエイズ医療提供体制の充実に努める。

なお、必要に応じて国立国際医療センター戸山病院エイズ治療・研究開発センターとの連携を図る。

(3) 調査研究機能の強化

臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進する総合研究センター（仮称）設置に向け、組織や業務内容の検討を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 効率的な業務運営体制

(1) 本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化

① 本部・ブロック機能の強化

本部・ブロック組織の役割分担に基づく管理業務の充実を図り、とりわけブロック事務所は、病院の事務処理支援機能に重点を置いた業務を行う。

また、本部・ブロックの営繕機能を見直しブロック業務の一部を本部へ集約し業務の効率化を図るとともに、IT推進室を常設組織として業務・システムの最適化計画の検証・評価を行う。

② 効率的な管理組織体制

本部と6ブロック（仙台、東京、名古屋、近畿、広島、福岡に所在）体制による効率的な管理業務を第1期同様に継続する。

また、営繕業務については、より効率的な業務運営を行うため組織体制の見直しを行う。

③ 内部統制の充実

内部統制の充実を図るため、本部内組織を見直し、内部監査、調達（契約調査等）を実施する組織の明確化と専任職員の配置を行う。

コンプライアンスの徹底について、現職員のほか、新規採用者や委託を行う業務に従事する職員に対しても周知を図るとともに、各病院において法令遵守状況の確認が行えるよう、マニュアルの整備に着手する。

(2) 弾力的な組織の構築

① 院内組織の効率的・弾力的な構築

これまでの運営状況も踏まえつつ各病院に係る地域事情や特性を考慮した、より効率的な体制とする。

② 組織運営の方針

ア 副院長複数制の導入

副院長複数制や特命副院長を病院の機能・役割に応じて設置する。

イ 地域連携部門の体制強化

全施設に設置されている地域医療連携室の専任化を図り、急性期病院など病院の機能に応じて複数職種による専任化を進める。

ウ 医療安全管理部門の強化

全施設に設置されている医療安全管理室の専任職員を増やす。

エ 看護部門の体制強化

看護部門については、病棟部門と外来部門の連携強化を図っていく。

病棟部門については、医療の質の向上を図り、より効率的・効果的な病院運営が行えるよう引き続き看護師の体制強化を図るとともに、外来部門については、非常勤職員も含めた、より効率的な配置を行う。

オ 事務部門の改革

事務部門については、引き続き企画部門と管理部門の2課体制による効率的・効果的な運営体制とし、病床規模や機能に応じて組織体制の見直しを行う。

カ 人材育成、教育研修機能の強化

看護職員能力開発プログラムに基づく系統的な教育を行うため、看護師長（教育担当）を増やし、新人看護師の教育や有為な人材育成を充実させるとともに、新卒者の離職を最小限にすることを目指す。新たな卒後研修制度のモデル的導入に着手する。

また、各病院における医療職員の教育研修を充実させるため教育研修部又は教育研修室を設置するとともに、事務職も含んだ組織体制の構築を検討し、人材育成体制の強化に着手する。

（3）職員配置

各部門の職員の配置については、引き続き各職員の職務と職責を考慮し、非常勤職員も含め業務量の変化に対応した柔軟な配置とする。

引き続き、職員一人当たりの生産性指標に着目し、職員配置の見直しを進める。

（4）職員の業績評価等の適切な実施

平成20年度より全常勤職員へ導入した業績評価制度について、評価結果を踏まえた職員の給与等への反映を実施し適切な運用を継続する。

（5）監事監査、外部監査等の充実

① 監査法人等を活用したチェック体制の強化

独立行政法人評価委員会の平成20年度までの実績に対する評価結果を、平成21年度以降の病院運営に反映させるとともに、引き続き全病院において監査法人による監査を実施する。

② 監事機能との連携の強化

契約事務の適正性を担保するため、引き続き監事と連携して抜き打ち監査を実施する。また、監事監査の結果を活用するなど、内部監査において、監事機能との更なる連携を図る。

③ 外部評価の活用

先行事例の把握や情報提供を通じて、日本医療機能評価機構の病院評価受審病院数等の増を促す。

（6）再編成業務等の実施

旧国立病院・療養所の再編成業務については、平成22年3月を目途に札幌南病院・西札幌病院の再編成を進めるとともに、引き続き残る1ケースについて対象病院の経営に留意しつつ、平成26年度統合に向けて設計に着手する。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

(1) 経営意識の向上

① 経営力の向上

職員の資質向上を図るため、引き続き経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに診療報酬請求事務能力の向上を目的とした研修を行う。

さらに、病院経営力を向上させるため、医療事務などの有資格者の確保や育成方策を検討する。

② 政策医療にかかるコスト分析

結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、精神等の政策医療に係る適正なコスト管理を実施するため、経営分析システムにコスト分析に必要な機能を追加するとともに、全病院がシステムによる算出が可能となる時期までの対応策を検討し、コスト分析に必要となる情報の収集に着手する。

(2) 業務運営コストの節減等

① 業務運営コストの節減

ア 材料費

材料費率の抑制を図るため、引き続き医薬品の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の標準化を進め、在庫管理の効率化を推進し費用の節減を図る。

また、検査試薬、医療用消耗品等については、医薬品と同様に使用品目の集約等、効率的な購入を目指し引き続き実施に向けた検討を行う。

後発医薬品の利用促進に当たっての課題等の把握に努めるための体制づくりを行い、調査分析に着手する。

イ 人件費率等

各病院が担っている医療内容等に基づいた人員体制を前提に、適正な人員の配置に努めるとともに、委託業務の内容等について病院間比較を行うなどコスト低減に十分配慮した有効活用を図っていく。これらにより、人件費率と委託費率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。

また、医療サービスの質の向上、患者の処遇の改善等にも留意しつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）を踏まえ、引き続き人件費削減の取組を行うが、医療法及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め政策医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。

ウ 投資の効率化

建物整備については、一般病棟に係る主要な面積や設備について標準仕様を作成し、整備に活用することにより投資の効率化を図る。

医療機器整備については、大型医療機器の導入費用の削減を図るため、共同入札による調整を行うとともに、医療機器購入価格の標準化を図る。

エ 適正な契約事務の実施

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。また、平成19年に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、引き続き「競争性のない随意契約」のうち「競争入札等」へ移行可能なものを着実に移行させるとともに、その取組状況を公表する。

オ 市場化テストの実施

各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、業務の効率化を推進するため官民競争入札又は民間競争入札の実施に向け、対象品目や対象施設等実施に向けた計画を平成21年10月までに策定する。

カ 一般管理費の節減

一般管理費（人件費を除く。）については、事務・事業の効率化を図るとともにコスト意識を十分に浸透させ、引き続き経費節減に努める。

② 医療資源の有効活用

ア 医療機器の効率的な利用の促進

既に整備済の医療機器等については、その効率的な使用に努め、稼働率の向上を図るとともに、CT及びMRIの高額医療機器については、引き続き地域の医療機関との連携を強化することにより、平成20年度に比し、共同利用数について2%以上の増加を目指す。

イ 病床の効率的な利用の促進

病診連携・病病連携の推進等により、平均在院日数の短縮を図るとともに、新規患者数の確保及び患者数と平均在院日数とのバランスを反映した病棟運営とする等により収支の改善に努める。

また、効率的な配置を行うために病棟の稼働状況に応じた病棟構成の見直しを検討し、整理・集約の実施に努める。

ウ 保有資産の有効活用

閉校した看護師等養成所等の資産について、病院機能との連携を考慮した貸付等による有効活用を行うことで、医療機関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化に努めるため、学校法人や自治体など関係団体との調整を行う。

エ 教育研修事業

国立病院機構附属養成所卒業生の国立病院機構の病院への就職率を高めると

ともに、全ての附属養成所において当該年度の国家試験の全国平均合格率を超える合格率を目指し、充実した教育を実施する。

才　ＩＴ化の推進

財務会計システムの確実な稼働を引き続き図ることにより、各病院の経営状況の比較等病院の財務状況の分析を行う。

各病院における既存医事会計システムの更新に併せ、順次DPC調査様式に対応した標準仕様によるシステムの導入を図る。

平成20年度に実施した「国立病院機構総合情報ネットワークシステム最適化計画」について、検証・評価を行う。

③ 収入の確保

ア　未収金対策の徹底

医業未収金の新規発生防止の取組を一層推進、また、法的手段の実施等によりその回収に努める。

また、医業未収金の支払案内等の市場化テストについては、事業開始から1年を経過した時点（平成21年9月末現在）における入金状況等の結果を踏まえ、必要に応じ業務の改善を図る。

イ　診療報酬請求業務の改善

医事業務研修を実施し、職員の診療報酬請求事務に係る能力の向上を促進するとともに、院内でのレセプト点検体制の確立に努める。

ウ　臨床研究事業

本部研究課が窓口となり、競争的資金の獲得のための情報収集、情報提供、他省庁等との連絡調整、申請書の作成等に関する研究者の支援を行う。

また、国立病院機構全ての病院を結ぶ治験ネットワークを活用し、受託研究費額の増を図るとともに、実施率の改善等質の向上を目指す。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

平成21年度の予定損益計算において、経常収支率を102.5%とする。

再生プラン対象施設について、平成21年度の経営改善計画の進捗状況により診療機能・病床規模の見直し等の必要な措置を講じるなど、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。

2 固定負債割合の改善

平成21年度の長期借入等の予定枠を505億円（平成20年度から繰り越されたものを含む）とするとともに、内部資金の有効活用により、機構の固定負債（長期借入金等の残高）を減少させる。

1 予 算 別紙1

2 収支計画 別紙2

3 資金計画 別紙3

3 医療機器・建物整備に関する計画

長期借入等及び自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、医療面の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備のための投資を行う。

4 機構が承継する債務の償還

平成21年度の償還を約定どおり行う。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 60,000百万円

2 想定される理由

- ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
- ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
- ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

① 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。

技能職等の職種については、業務の簡素化・迅速化、アウトソーシング化を推進し効率化を図る。

また、良質な人材の確保及び有効活用を図るため、ブロック単位での職員一括採用を行うとともに、ブロック内での人事交流を促進するよう人事調整会議の運営を行うほか、有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も実施する。

② 指標

技能職について、平成21年度においては142人の純減を図る。

(※ 中期計画△710人÷5年=142人)

2 広報に関する事項

広報活動の充実に向けて機構全体の総合パンフレットを作成するとともに、本部による外部広報誌の発行等、さらなる情報発信ツールについての検討を行う。また、各病院におけるトピックスの情報収集のルール化を図り、本部ホームページでの公表をはじめとした各種情報発信ができる体制を整備していく。

平成 21 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>45,972</u>
施設整備費補助金	<u>3,217</u>
長期借入金等	<u>50,500</u>
業務収入	<u>756,345</u>
その他収入	<u>54,850</u>
計	<u>910,883</u>
支出	
業務経費	<u>723,251</u>
診療業務経費	652,248
教育研修業務経費	6,677
臨床研究業務経費	11,561
その他の経費	52,765
施設整備費	<u>70,139</u>
借入金償還	<u>50,982</u>
支払利息	<u>14,035</u>
その他支出	<u>7,439</u>
計	<u>865,845</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成21年度収支計画

(単位：百万円)

区分	別	金額
収益の部		801,767
	診療業務収益	750,393
	医業収益	740,135
	運営費交付金収益	6,452
	その他診療業務収益	3,806
	教育研修業務収益	5,218
	看護師等養成所収益	3,962
	研修収益	131
	運営費交付金収益	1,102
	その他教育研修業務収益	23
	臨床研究業務収益	9,069
	研究収益	4,409
	運営費交付金収益	4,502
	その他臨床研究業務収益	158
	その他経常収益	37,086
	財務収益	678
	運営費交付金収益	33,108
	その他	3,300
	臨時利益	1
費用の部		787,604
	診療業務費	712,178
	人件費	398,388
	材料費	175,412
	諸経費	96,263
	減価償却費	42,115
	教育研修業務費	6,981
	人件費	4,921
	諸経費	2,001
	減価償却費	59
	臨床研究業務費	11,031
	人件費	5,369
	諸経費	5,191
	減価償却費	471
	一般管理費	36,352
	人件費	35,635
	諸経費	705
	減価償却費	11
	その他経常費用	15,802
	財務費用	14,144
	その他	1,658
	臨時損失	5,261
純利益		14,163
目的積立金取崩額		0
総利益		14,163

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成21年度資金計画

(単位:百万円)

区分	別	金額
資金収入		989,235
業務活動による収入		802,316
診療業務による収入		749,725
教育研修業務による収入		5,218
臨床研究業務による収入		10,303
その他の収入		37,071
投資活動による収入		6,217
施設費による収入		3,217
その他の収入		3,000
財務活動による収入		102,350
債券発行による収入		5,000
長期借入による収入		45,500
その他の収入		51,850
前年度よりの繰越金		78,352
資金支出		989,235
業務活動による支出		737,286
診療業務による支出		652,248
教育研修業務による支出		6,677
臨床研究業務による支出		11,561
その他の支出		66,800
投資活動による支出		70,669
有形固定資産の取得による支出		70,139
その他の支出		530
財務活動による支出		57,891
債券の償還による支出		3,000
長期借入金の返済による支出		47,982
その他の支出		6,909
翌年度への繰越金		123,390

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。